

固定資産税の税制改正 についてお知らせします

～課税標準額の算出方法が変わりました～

平成18年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付させていただきました。期限内の納付にご協力いただきありがとうございました。

さて、固定資産税の算出根拠となる課税標準額（※1）の算出方法が税負担の公平と税制度の簡素化を図るため、平成18年度の税制改正により変更されました。

主な変更点は、17年度までは負担水準（※2）により前年度課税標準額に負担調整率（※3）を乗じて課税標準額を算出していましたが、18年度からは負担水準により前年度課税標準額に評価額（※4）の5%を加算して、課税標準額を算出することになりました。このことにより、昨年度より課税標準額の上昇率が大きくなった場合は、固定資産税額の上昇幅も昨年より大きくなっています。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 税務課固定資産税係（☎ 82-1127）

固定資産税額は

課税標準額 × 1.4%（税率） で算出されます

算出方法が
改正されました

【平成17年度まで：課税標準額＝前年度課税標準額×負担調整率】

【平成18年度から：課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額×5%】

負担水準と課税標準額の関係は以下のとおりです。

住宅用地		商業地等の宅地（非住宅用地）	
負担水準（%）	課税標準額	負担水準（%）	課税標準額
100以上	評価額	70超	評価額×70%
80以上100未満	前年度課税標準額据置	60以上70以下	前年度課税標準額据置
20以上80未満	前年度課税標準額＋評価額×5%	20以上60未満	前年度課税標準額＋評価額×5%
20未満	評価額×20%	20未満	評価額×20%

※1 課税標準とは、税額を算出するための基礎となる価格

※2 負担水準 $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額}} \times 100$

※3 負担調整率とは課税標準額を評価額に近づけていくために前年度課税標準額に乗じる率で、負担水準によってその率は異なります。

※4 住宅用地については、小規模・一般それぞれの住宅用地特例率（ $\frac{1}{6}$ または $\frac{1}{3}$ ）を乗じた価格です。